

2020年度 国家公務員・地方上級 出たDATA問シリーズ 正誤表

以下のような誤りがございましたので、訂正させていただくとともにお詫び申し上げます。

【⑫民法】

〈誤〉

巻頭 本試験問題 解答解説 P.⑫【No. 12】 4

誤り。130条は「条件が成就することによって不利益を受ける当事者が故意にその条件の成就を妨げたときは、相手方は、その条件が成就したものとみなすことができる。」と規定しており、Cとの売買契約においてAがBを害する故意を有している場合には、条件は成就したものとみなされ、所有権はBに移転する。したがって、当然にはCに移転しない。

→

〈正〉

誤り。Aが別荘をCに譲渡した場合でも、Cへの譲渡は無効ではなく、BとCとは対抗関係に立つことになり、民法177条により、先に対抗要件を具備した者が別荘の所有権を取得することになる。Bはまだ試験に合格していないので、本登記はできないが、Cより先に仮登記をして権利を保全しておけば、条件成就後に本登記をすることで所有権を取得することができる。したがって、Cは当然には別荘の所有権を取得できるわけではない。

2019年3月15日

東京アカデミー編集部

(ティーエーネットワーク)